

変更点及び注意事項の追加について重要部分のみ列記しております。
詳細は最新版の書式・マニュアルをダウンロードの上、ご確認ください。

郵送での書類ご返却について

副本・通知書等の返送方法について、従来は指定業者による料金受取人払い(着払い)でのご発送のみでしたが、レターパック(ライト・プラス)のご使用が可能となりました。事前に郵便局やコンビニエンスストア等でご購入の上、郵送受付の場合は申請書類にご同封下さい。また窓口受付の場合は受付時にセンターまでお持込み下さい。

全ての手続きについてマニュアル・書式が改訂されました。

■ 新規・更新

- 様式1-3:役員一覧 および 様式3:所属建築士名簿が削除され、代わりに 第二面:所属建築士名簿 および 第三面:役員名簿 が追加されました。
(※様式1-1・1-2:申請書(正・副)添付)
- 建築士事務所の整備報告書 書式が大幅に改訂されました。内容はダウンロードの上ご確認ください。
- 管理建築士の専任性が確認できる書類について、これまで新規の場合のみ添付いただいていましたが、更新申請にも添付が必須となります。具体的な書類についてはマニュアルをご確認ください。
- 新規・更新手続きにつき、建築士事務所登録手数料が改定されます。
【一級】15,000円⇒ 17,000円
【二級・木造】10,000円⇒ 12,000円

■ 変更届

- 様式11-3:役員一覧 および 様式3:所属建築士名簿が削除され、代わりに 別添1:所属建築士名簿 および 別添2:役員名簿 が追加されました。
(※様式11-1・11-2:変更届出書(正・副)添付)
管理建築士・所属建築士、役員の変更があった場合に添付してください。
- これまで 所属建築士に変更があった場合は変更届を提出していただいておりましたが、法施行後は 変更発生後3ヶ月以内に変更届の提出が義務付けられます。

■ 全手続き共通

- 役員名簿の記入について、これまでは取締役以上の方を記入していましたが、法施行後は「業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者」(建築士法第23条の2第3号)の記入が必要となります。
◀ 記入例 ▶
代表取締役、取締役、業務執行社員(合同会社の場合)、執行役、社外取締役、代理権を有する支配人、理事 等
※監査役、取締役でない支店長、登記事項に記載がない執行役員等は記入する必要はありません。
- 申請者の誓約書について、建築士事務所に係る欠格要件及び取消事由に、登録申請者(法人である場合における当該法人の役員を含む。以下同じ。)が暴力団員等であることが追加され、登録申請時に添付する誓約書に 登録申請者が暴力団員等に該当しない旨の誓約が追加になりました。
- 上記以外の書式についても様式番号の変更等が生じます。
旧書式をご提出された場合、新書式を追加・差替えいただければ受付できない可能性がございます。また旧書式にて受付された場合でも後日、改めて新書式を差替え提出いただく可能性がございます。

「所属建築士の届出書」の提出について

平成27年6月25日時点で登録している全ての建築士事務所は、同日から1年以内に 建築士事務所に所属する建築士の届出書 を提出する必要があります。(平成26年 法律第92号附則第3条の規定による)
ただし、この間に 登録更新・廃業・管理建築士変更・所属建築士変更 の手続きをされる 建築士事務所についてはご提出は不要 です。
※書式は福岡県建築登録センターのホームページよりダウンロードください。